

11月号

2020年度

1 | 今月のトピックス
みのりニュース

2 | 日々のお悩み相談
みのりの知恵

3 | 日々のあれこれ
みのり日誌

発行所

一般社団法人みのりサポート

〒536-0005

大阪市城東区中央 2-10-18

TEL 050-3707-6516

HP <http://minori-support.jp>

協賛

戸根行政書士事務所

〒536-0005

大阪市城東区中央 2-10-18

TEL 06-6930-3216

HP <http://office-tone.jp>

宇田行政書士事務所

〒622-0002

京都府南丹市園部町美園町 3-13-12

TEL 0771-63-0165

HP <http://uda-gyouseishosi.com>

1みのりニュース

“1000万円以下が33%”

近ごろは冬の訪れを感じさせる気温となりました。温かい食べ物が恋しくなりましたね。

新型コロナウイルスの感染の拡大で死が身近となり、これまでより沢山の終活に関するご相談をいただくようになりました。その中で皆さんから度々聞くのが、わたしの家はそんなに財産がないからトラブルにはならないでしょうというお話しです。

けれども実は統計をみますとそうとも言っていないのです。2018年のデータによりますと、トラブルのあったケースの中で遺産総額が1000万円以下の場合がなんと33%も占めているのです。さらに1000万円から5000万円の割合も合わせて見ると、これらは全体の約75%にもものぼります。

こうしてみますと相続のトラブルが発生するケースは決して多額の財産が残っている場合に限らないことがわかりますよね。

また相続トラブルが発生したケースが全体では15706件でしたが、10年前に比べると約22%の増加がみられます。ということは小額でも相続の紛争がだんだん増えてきているわけですね。

こうしたトラブルを防ぐには事前の対策が有効です。ぜひ自分の遺産は小額だからと油断なさらず、何か疑問に思われたことはいつでもご相談ください。わたしたちみのりサポートが力になります。